

栗東市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年11月7日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 三木 敏嗣

財政援助団体等監査結果

1. 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。
3. 監査の対象及び監査期日
令和5年8月22日
社会福祉法人恩賜財団 済生会滋賀県病院
4. 監査にあたった監査委員
大橋 慎一
三木 敏嗣
5. 監査の着眼点と実施内容
市から補助等をしている資金、出納その他の事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、提出資料の説明を求め質疑応答により、栗東市監査基準に基づき実施した。
6. 監査の結果
監査の範囲内において、出資金・財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
貴院では、低侵襲治療にかかる医療機器を導入し、治療からリハビリを経て回復、自宅療養へと繋げる流れを確立されている。こうした最新技術を要した医療技術をもって、経営に取り組み、また、院内保育所の建設や病院の増築という規模拡大を予定されている。
今後も、本市の中核的な医療機関として、病院経営の維持・継続に努められたい。

以上